

公募のお知らせ

委託名

梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託

平成24年6月
京都市建設局

委託受託候補者の選定を公募型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

平成24年6月21日

京都市長 門川 大作

1 公募対象委託に関する事項

(1) 委託名

梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託

(2) 委託案件の特質など

応募時に配布する本委託に関する下記書面（以下「仕様書等」という）のとおり

ア 梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託仕様書

イ 梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託の受託候補者選定要領

ウ 梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託の受託候補者選定に係る技術提案の審査等説明書

エ 梅小路公園拡張用地整備計画調査業務委託の受託候補者選定に係る審査基準

(3) 委託の履行期限

契約の日から平成24年9月28日

(4) 成果物納品場所

京都市建設局水と緑環境部緑政課

(5) 概算予定価格

約3,150千円（税込）

2 応募者の資格に関する事項

応募者は、次の（1）から（3）の資格要件をすべて満たしていること

(1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争資格者名簿もしくは規則第22条第1項に規定する指名競争資格者名簿に登録されている者

(2) 応募の開始日から選定結果の通知までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと

(3) 平成14年度以降に、受注者として、都市公園に関する計画、設計に係る業務等の委託を完了した実績があること。

3 仕様書等の配布方法と配布期限

(1) 配布方法

公募のお知らせの日から、6（1）の場所において無償で配布する。

ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 配布期限

6（2）の本プロポーザル実施についての問い合わせ期限である平成24年6月25日までとする。

4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定に当たっては、受託候補者審査委員会において、技術提案書の書類審査により行う。評価項目は、下記のとおりとする。

- (1) 業務実績
- (2) 予定技術者（管理技術者、主任技術者）の実績等
予定技術者は技術士資格（建設部門（都市及び地方計画））を有する者とし、またいずれかは技術士資格（建設部門（鉄道））を有する者とする。
- (3) 予定技術者の技術提案書提出時点での手持ち業務
- (4) 専門技術力の確認
- (5) 提案内容
- (6) 見積価格

5 技術提案書等の提出について

- (1) 提案部数
技術提案書：3部（正本1部、副本2部）
- (2) 提出期限及び方法
平成24年6月29日午後5時までに、6（1）の場所に持参すること。（ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））これ以外の手段（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

6 問い合わせについて

- (1) 委託内容等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先
京都市建設局水と緑環境部緑政課（担当：高野，御池）
- (2) 問い合わせ方法
ア 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として書面（様式自由）により、平成24年6月25日午後5時まで（市役所閉庁日を除く）に行うこと。
また、問い合わせについては、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用すること。郵送、FAXによる問い合わせを行った場合は、着信確認を行うこと。
郵送、FAXの場合は、期限日必着とする。
イ 問い合わせに対する回答は、收受又は着信確認の翌日から起算して概ね2日（市役所閉庁日を除く）以内に、京都市建設局水と緑環境部緑政課ホームページにて公開することによって行う。

緑政課HP :

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-1-0-0.html>)

7 その他

- (1) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (3) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開する。ただし、同条例第7条第2項に該当する場合を除く。
- (4) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと
- (6) 選定された受託候補者とは、後日、委託仕様書に従い委託契約を締結する。
- (7) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (8) 受託候補者との契約が取り消された場合、次点受託候補者と委託契約を締結することがある。

(建設局水と緑環境部緑政課)